

令和6年度

水俣市空き店舗等活用事業支援補助金  
交付申請の手引き



**水俣市経済振興課経済振興室**  
**水俣市企業支援センター**

## 1. 水俣市空き店舗等活用事業支援補助金概要

「水俣市空き店舗等活用事業支援補助金」は、空き店舗の利用を通じてまちのにぎわいを創造し、もって地域経済の発展を図るため、市内の空き店舗等を活用して事業活動を行う方に対して、要する経費の一部を助成する補助金です。

この補助を受けるためにはいくつか条件がありますので、事前にご確認をお願いします。

## 2. 補助対象業種

この補助金の対象となる業種は、原則、以下の業種となります。

補助対象事業			
大分類	中分類番号	中分類	備考
卸売業、 小売業	56	各種商品小売業	
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	
	58	飲食料品小売業	
	59	機械器具小売業	
	60	その他の小売業	
不動産 業、物品 賃貸業	68	不動産取引業	
	69	不動産賃貸業・管理業	
	70	物品賃貸業	
宿泊業、 飲食サー ビス業	75	宿泊業	
	76	飲食店	
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連 サービス 業、娯楽 業	78	洗濯・理容・美容・浴場業	
	79	その他の生活関連サービス業	
教育、学 習支援業	82	その他の教育、学習支援業	「821 社会教育業」、 「822 職業・教育支 援施設業」「829 他 に分類されない教 育、学習支援業」は 補助の対象としな い。

### 3. 用語の説明

本事業における用語の意義は、以下のとおりです。

- ・ 指定範囲：水俣市用途地域（3ページ）における第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域のほか、市長が認める地域をいう。
- ・ 空き店舗等：指定範囲に存する物件のうち、現に使用されていない物件（未使用物件にあっては、建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものに限り。）であって、管理、補助的経済活動を行う事業所又は倉庫でないものをいう。
- ・ 事業所：事業の用に供する店舗（仮設、臨時その他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。
- ・ 店舗：商品等の提供及び販売又はサービスの提供等を行う、土地に定着した建物をいう。

### 4. 補助対象事業者

この補助金は、次の要件をすべて満たす者が対象です。

- ① 補助事業完了時まで、補助対象者が個人の場合は、水俣市内に居住し、補助対象者が法人の場合は、水俣市内に事業所を開設し、市内において事業を開始すること。
- ② 水俣商工会議所から補助金対象事業の事業計画策定に係る支援を受けること。
- ③ 過去に同一の事業を1年以上営んだことがある者。  
※過去に水俣市認定特定創業支援等事業による支援を受けたことがある者は、この限りでない。
- ④ 新たに補助対象事業を実施することにより、申請者が市内で現に店舗としている建物等が空き物件とならないこと。
- ⑤ 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者でないこと。
- ⑥ 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。





## 5. 補助対象経費・補助金額等

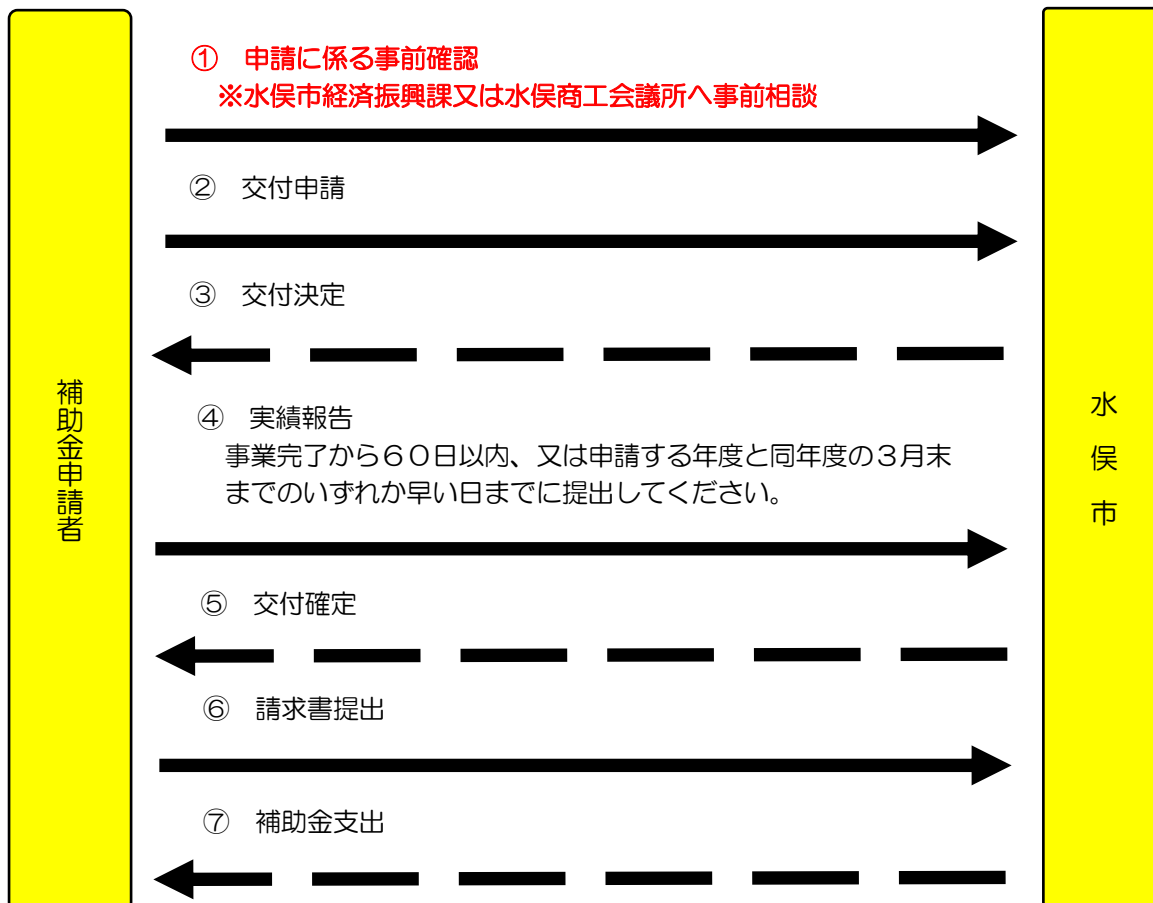
この補助金の対象となる経費については下記のとおりです。

また、補助金の交付決定前に着手している経費（事業所借入費を除く）は、補助対象経費にはできません。

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
店舗改装費	<p>空き店舗等の改装工事に要する経費（当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限る。住居兼事業所については、事業所専有部分に係るもののみ。）。</p> <p>この場合において、当該経費には次に掲げる費用を含む。</p> <p>（１）事業に必要な機械装置・工具・器具・備品の調達費用（消耗品・中古品・不動産・車両の購入費、はん用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用、ソフトウェアの購入費及びライセンス費用を除く。）</p> <p>（２）改装工事において同時に設備を更新する場合における当該設備の更新費用</p> <p>（３）事業を開始するのに必要となる既存設備の処分に係る費用</p>	<p>補助対象経費（消費税額及び地方消費税の額を除く。）の総額に、2分の1を乗じて得た額以内。</p>	50万円
事業所借入費	<p>事業所の借入に要する経費（敷金、礼金、駐車場費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃借料。住居兼事業所については、事業所専有部分に係るもののみ。）</p>	<p>補助対象経費（消費税額及び地方消費税の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額以内。</p>	<p>月額3万円とし、通算12箇月を超えないものとする。</p>

## 6. 交付申請について

補助金申請の流れは下記のとおりです。



申請に必要な書類は、下記のとおりです。

### 〈申請に必要な書類〉

- ① 補助金交付申請書（水俣市補助金等交付規則 様式第1号）
- ② 収支予算書（水俣市補助金等交付規則 様式第2号）
- ③ 事業計画書（水俣商工会議所の支援を受けた証明が必須）
- ④ 事業所の位置図
- ⑤ 補助対象経費の見積書の写しまたはこれに代わるもの
- ⑥ 工事費用内訳書及び工事設計図の写し（工事を行う場合）
- ⑦ 工事に着手する前の事業所の内部及び外部の写真（工事を行う場合）
- ⑧ 空き店舗等を賃借する場合は、賃貸借契約書の写し又は事業所借入費の月額が確認できる書類
- ⑨ その他市長が必要と認める書類



○受付先

〒867 - 8555

水俣市陣内一丁目1番1号

水俣市役所2階 経済振興課

[TEL:0966-61-1628](tel:0966-61-1628)

または、

〒867-0068

水俣市浜松町5番98号

水俣市企業支援センター

TEL:0966-62-0639

受付は、土日祝日を除き9時から17時までです。

なお、受付先着順とし、予算に達し次第受付終了となります。

## 7. 交付決定

申請書類の提出後、市で審査を行い交付・不交付を決定したのち、

「補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）」により結果を通知します。

審査にあたっては、必要に応じ現地確認等行う場合があります。

※補助対象として申請していた経費は、この決定を受けてから発注（着工）をしてください。

## 8. 申請内容の変更

交付決定後、申請内容を変更しようとする場合は、「補助金変更交付申請書（様式第4号）」に収支予算書（様式第2号）と事業変更明細書（任意様式で可。ただし、変更内容と金額の増減が明確に分かるもの）を添えて提出してください。

※変更後の補助対象経費の総額が当初を下回った場合、補助金額も減額となります。

## 9. 実績報告

補助対象事業が完了した日から60日を経過する日又は申請する年度と同年度の3月末のいずれか早い日までに次の書類を添えてご提出ください。

### 〈実績報告に必要な書類〉

- ① 実績報告書（様式第9号）
- ② 収支精算書（様式10号）
- ③ 申請者個人の住民票の写し（個人事業主の場合）
- ④ 法人の設立・開設届出書の写し（法人の場合）
- ⑤ 営業の許認可を受けていることを証する書類（必要とする業種の場合）
- ⑥ 領収書等支払い金額の分かる書類の写し
- ⑦ 補助事業の完了が分かる写真、履行が確認できる書類等
- ⑧ 工事費用内訳書（工事を行う場合）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

## 10. 補助金の請求及び交付

「補助金確定通知書（様式第11号）」による通知を受けた後、「補助金請求書（様式第12号）」を提出してください。

提出いただいた後、概ね2～4週間ほどで請求書記載の口座に補助金を振り込みます。

## 11. 補助金の交付取消し

次のいずれかに該当すると認められる時は、補助金の交付を取り消す場合があります。既に補助金確定通知後、また補助金交付後も同様に取り消す場合があります。補助金交付後においては、補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ① 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- ② その他市長が不相当と認める事由が生じたとき



## 12. Q&A

【Q1】店舗として使用されていなかった空き家を改装し、店舗として開業する場合も対象となりますか？

【A1】対象となります。

【Q2】すでに水俣市内で事業を営んでいますが、支店を開設する場合も対象となりますか？

【A2】空き店舗等を活用し開設する場合は、対象となります。

【Q3】過去に事業を営んだ経験がなく、初めての開業になるのですが対象となりますか？

【A3】原則、対象となりません。その場合は水俣商工会議所に相談の上、その他の補助金の活用をご検討ください。（過去に水俣市認定特定創業支援等事業による支援を受けたことがある方は対象となります）

【Q4】他の補助金との併用は認められますか？

【A4】同一の補助対象経費に対しての交付は重複受給となるため、認められません。補助金ごとに補助対象経費が重複しない場合は、併用が認められます。

【Q5】主に事務を行う会社の事務所や営業所は該当しますか？

【A5】原則、顧客が直接店舗に訪れる事業所が対象となります。管理、補助的経済活動を行う事業所又は倉庫等も対象となりません。

【Q6】水俣市外の者が水俣市内に店舗を開設する場合、対象となりますか？

【A6】補助事業完了時（実績報告時）までに水俣市内に住民票を移している場合、対象となります。（法人の場合は、「法人の設立・開設届出書」を水俣市に提出している場合、対象となります）

【Q7】店舗兼住居として使用する場合は、対象となりますか？

【A7】店舗スペース等の事業の用に供する部分の延べ床面積に限り対象とし、居住目的として利用する部分は対象外となります。

【Q8】対象となる業種と対象外の業種を複数（もしくは一体的に）営んでいますが、その場合は対象となりますか？

【A8】原則、該当業種の事業所のみが対象となります。また、一体的に営んでいる場合

などには、ヒアリング等により内容を確認のうえ、適否を判断します。

【Q 9】 リースした機器は補助対象になりますか？

【A 9】 リースした機器は補助対象外です。

【Q 10】 キャッシュレス決済機器を導入しましたが、毎月の手数料や通信費も補助対象経費に計上してよいでしょうか？

【A 10】 初期投資（設置に係る経費）は対象となりますが、毎月の運営管理費用は補助対象外になります。

### **13. その他**

- ・ すべての書類において、スタンプ印・シャチハタ印は使用不可です。  
（事業者住所・氏名・電話番号等のゴム印は使用可）
- ・ 同一の補助事業者に対しての補助金の交付は、1回限りとなります。

担当・お問い合わせ  
水俣市経済振興課  
水俣市企業支援センター  
（水俣市浜松町5番98号）  
TEL 62-0639 FAX 68-9041